

- 議 長 休憩を解いて再開いたします。 (11時00分)
- 日程第4「議案第48号工事請負契約の締結について（令和7年度寄・里の駅等整備工事）」を議題といたします。
- 町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第48号工事請負契約の締結について（令和7年度寄・里の駅等整備工事）。
- 令和7年度寄・里の駅等整備工事の請負について、次のとおり契約を締結するものとする。
- 1、契約の目的、令和7年度寄・里の駅等整備工事。
 - 2、契約の方法、随意契約。
 - 3、請負代金額、一金2億2,000万円也。
 - 4、契約の相手方、神奈川県秦野市松原町2番5号、関野・計画環境建築特定建設工事共同企業体、代表企業 株式会社関野建設、代表取締役 関野滋一。
- 令和7年10月10日提出、松田町長 本山博幸。
- 提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。よろしく願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 参事兼総務課長 すみません。それでは、議案第48号工事請負契約の締結について御説明させていただきます。
- 1枚おめくりいただき、参考資料1を御覧ください。工事請負契約書の写しでございます。今回の契約につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格5,000万円を超える工事請負のため提案させていただくものでございます。
- なお、情報公開条例に基づきまして、参考資料1の工事請負契約書の請負者の印影及び次ページの参考資料2の見積経過調書の自著及び印影等を墨塗りにしております。

それでは、工事請負契約書について御説明させていただきます。

1、工事名、令和7年度寄・里の駅等整備工事。

2、工事場所、松田町寄自然休養村管理センター（足柄上郡松田町寄3415番地ほか）。

3、工期でございますが、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づく議会の議決を得た日から5日以内となります。終期につきましては、令和8年3月25日まででございます。

4、請負代金額、2億2,000万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が2,000万円でございます。

5の前払金、6の部分払は記載のとおりでございます。

7、契約保証金は、請負代金の10分の1以上でございますので、2,200万円でございます。

8、契約支払場所は記載のとおりでございます。

上記の工事について、発注者と請負者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は議会の議決を得るまで仮契約とする。

令和7年10月2日。

発注者、住所、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地、氏名、松田町長 本山博幸。

請負者、住所、神奈川県秦野市松原町2番5号、氏名、関野・計画環境建築 特定建設工事共同企業体。

代表企業としまして、住所、神奈川県秦野市松原町2番5号、氏名、株式会社関野建設、代表取締役 関野滋一。

構成企業、住所、神奈川県横浜市西区西戸部町1丁目13番地、氏名、株式会社計画・環境建築、代表取締役 吉田眞。

すみませんが、1枚おめくりください。参考資料2でございます。見積経過調書でございます。

1の件名と2の場所につきましては記載のとおりでございます。

3の見積日時が令和7年10月1日午後3時30分開札でございます。

下の表を御覧ください。一番上段の左の予定価格から一番右の最低制限価格の110分の100について御説明をいたします。一番上段の左側の予定価格は2億2,000万円。左から2番目の見積書比較価格は2億円です。見積書比較価格は予定価格の消費税抜きの価格です。左から3番目の最低制限価格は1億9,690万円です。さらにその隣、4番目の最低制限価格の110分の100は1億7,900万円です。これは最低制限価格の消費税抜きの価格でございます。

4、契約価格でございます。下の表のほうを御覧ください。見積参加者は関野・計画環境建築特定建設工事共同企業体です。見積額は2億円で、この価格は消費税抜きの価格です。

この価格を先ほど御説明しました上段の表の左から2番目の見積書比較価格の2億円と同額で、さらに左から4番目の最低制限価格分の110分の100の1億7,900万円を上回っておりますので、結果、見積書比較価格と最低制限価格の110分の100の間の範囲に収まりましたので、落札となります。4、契約価格は見積額に消費税を加算しました2億2,000万円となります。

恐れ入ります。もう1枚おめくりください。参考資料3でございます。こちらの参考資料の3は、令和7年度寄・里の駅等整備工事の平面図でございます。先ほど全員協議会のほうで御説明した内容でございますが、今回、太線で囲われた部分が今回の工事対象でございます。

工事内容につきましては、寄管理センターは内装、外装の改修工として屋根改修工、浴場改修工、トイレ改修工を行い、管理センターの外側に屋外トイレ設置工と駐車場整備工を、またみやま運動広場のグラウンドのほうには、グラウンドトイレ改築工を行うものでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ござい

ますか。

- 3 番 吉 田 みやまグラウンドの利用は、なるべく多くの方に利用を期待するものであると思いますけれども、今後ですね、どのような使い方を想定していますでしょうか。例えばどのような行事で、それは大体どれくらいの人数が集まってくるか。このようなことをどのような想定でこの工事が進められるかというのが、ちょっと伺いたいので質問いたしました。よろしくお願いします。

参事兼観光経済課長 みやまグラウンドの今後の利用ということでなんですが、4月から御承知のとおり人工芝化いたしまして、前年4月から9月の利用人数が1,648人に対して、1万138人ということで大幅な615%の伸びということで、多くの方々に利用をいただいております。サッカーやフットサルが中心でございますが、野球等もございます。今後の利用については、町の行事を優先するものでございますが、地域の方々も様々な行事がありますので、地域の方々の行事も尊重しつつ、グラウンドでのスポーツ、サッカー、フットサルのみならず、野球、様々なスポーツを推進するとともに、スポーツツーリズムということでさらなる利用を図る予定でございます。

今、利用の方法について、利用している団体等の御意見もいただきながら、どういったことでさらなる向上も進められるかということも協議しております。スポーツツーリズムの推進を図る上で、さらなる促進ということでグラウンド利用も考えております。

以上でございます。

- 3 番 吉 田 そのようなことになりますと、例えば1回の催し、サッカーの大会だとかソフトボールの大会なんかもあの場所ではなかなかいいのかなとも思っております。そうすると、そのときにどれくらいの人数が集まってくるのか。それによっていろいろと周りの施設の使い方のキャパというのは考えなきゃいけないのかなとは思いますが。例えばそれに見合うようなトイレの数だとか、そういうことでどれくらいを想定しているのかな。例えば1日とか1大会とかそういうような催しについて、どれくらいの人数まで対応できるということを考えているのかなということを想定しているなら教えていただきたいということです。

参事兼観光経済課長 7年度の実績でございますと、平日で利用日数が20日前後、土日はほぼ稼働しておる状況でございます。土日については9時から利用時間の21時まで、ナイターまでは埋まっていないんですが、ほぼ利用はありますので、その利用を図りつつ、想定ではですね、現状、サッカーでございますと11人ですので、それが1回当たり30人といたしますと、2時間ごとでという繰り返しがございまして、稼働はですね、現在の状況を生かしつつさらなる促進をしていくために、細かなちょっと数字は出しておりませんが、対応できるような形で、現在、多くの方は利用しておりますので、継続できるような形で考えておりますが、様々なスポーツに対しても利用ができるようになっておりますので、そういった周知もスポーツツーリズムの促進を図るとともに周知活動も行っていきたいと思っております。すみません、答えになっていないようで申し訳ございません。

議 長 よろしいですか。

3 番 吉 田 はい。結構です。ありがとうございました。

議 長 ほかに質疑のございます方。

9 番 井 上 2点お伺いをいたします。

この議案第48号にあります、その最初ですね、2、契約の方法で随意契約とあります。金額、予算額、この請負代金額が2億円を超えるというふうな大きい金額です。ここで契約の方法は随意契約とありますが、契約の方式は基本的には競争入札です。地方自治法施行令の中で随意契約ができる条項がありますが、今回の場合ですね、どれに該当をして随意契約とされたのかをお伺いいたします。

2点目は、参考資料の2で見積経過調書があります。その中にですね、予定価格2億2,000万円というふうな記載で、それに対してですね、見積額、消費税を抜いた部分として2億円の見積額が上がりました。この予定価格の積算について設計書等が必要だと思います。これらの設計書等はどういうふうな形で対応されたのか、その2点をよろしくお願いたします。

参事兼総務課長 今のただいま井上議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、随意契約の理由でございますが、今、議員がおっしゃるように、随意契約というのは地方公共団体が契約の相手方を選択して締結する契約方法の一つでございます。地方自治法施行令の167の2第1項の各号、第1号から第9号がございますが、その規定に該当する場合に認められている契約方法でございます。今回は、既に御存じのとおり、プロポーザル方式で設計、施工、施工管理の企画案が選定された事業でございます。他事業者では実施できないためですね、施行令の第2号のその性質または目的が競争入札に適しないものに該当し、随意契約という形にさせていただいております。

すみません。私のほうからは以上です。

参事兼観光経済課長 設計につきましては、業者から提出されました実施設計から見積り項目の内容に対して、県で定められた施工単価等を比較して、適格として判断をいたしましたものでございました。

9 番 井 上 もう一度ちょっとね、総務課長、口が早かったんでね。

第2号に該当するという事は分かったんですけども、その前段、何でここが第2号で競争入札に適さないのかという理由が分かりませんでした。

予定価格のほうは、業者が積算をしたというんですけれども、どの業者が積算されたのか、回答をお願いします。

参事兼総務課長 すみません。じゃあゆっくり今度は御説明します。今回、一応随意契約の167条の2項第1号という項目があって、そこに第1号から第9号の規定に該当すれば随意契約ができるということで、まず、今回の大前提としまして、今回の事業は公募型プロポーザル方式、要は寄自然休養村管理センターのリノベーションとあと寄管理センター一帯の改修工事の関係で、広く公募型という形でプロポーザル方式を募りました。その中で、設計、施工、施工管理、一体の提案を求めたところでございます。

今回の事業者さんにつきましては、そのプロポーザル方式で提案をされ、プロポーザル方式ですと、要は審査委員会のほうで審査をさせていただいて、その審査の中でその案が最優秀案ということで決定された事業者さんでございます。

今回、町が求める事業につきまして、そこの事業者さんがやる、町が提示する価格の範囲内で、町が求める仕様、また町が求めた事業書案をできるのか、そこという形になりますので、あくまでもこれが随意契約のその性質、目的がですね、競争入札に適さないということで、随意契約の理由とさせていただいているところでございます。

以上です。

参事兼観光経済課長 設計はどこの業者という御質問でよろしいでしょうか。今回は共同企業体を組んでおりまして、構成企業でございます株式会社計画・環境建築で設計をいたしました。

以上です。

9 番 井 上 回答ありがとうございます。その見積経過調書の設計金額ですね、公募型のプロポーザル方式でやればよいということなんですけれども、それはその設計まではそれでいいと思うんですよ。その中で、設計書ができて、それに伴って積算をした予定価格が2億2,000万ということであればですね、それから競争入札にしてもいいんじゃないですか。普通はこんな大きい金額のものをやる場合はですね、通常は設計をして、積算をして、それからそれが職員でできない場合には委託方式でやると。ただ、そこで公募型プロポーザルなんで、それ自体をね、建築のほうと設計を結びつけて、随意契約だから、後で観光経済課長のほうもですね、同じ計画・環境建築が設計をしたものだというんですけども、そこまでは公募型でやってプロポーザル方式でできたんでいいですけども、でも、その後はですね、建築段階であれば、それは当然どこの会社でもちゃんとした設計書があればできるわけですから、そこは競争入札によるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

参事兼総務課長 ただいまの井上議員の質問にお答えします。要は設計だけやって、施工とかそういうのはほかの事業者さんでもできるのではないかということですけど、まず、公募型プロポーザル、今回のプロポーザルの大前提としまして、要は先ほどお話ししましたが、寄管理センターのリノベーションとその一帯の管理センターの改修工事が今回の大前提です。それで、その中で、設計と施工と施工

管理を一体化でやるというプロポーザルでございます。あくまでもその3つの要件が、それで事業者さんを募集しております。ですから、先ほど私が再三申し上げておりますように、要は設計で切って施工で発注とかそういうやり方じゃなくて、もうプロポーザル自体がもう設計、施工、施工管理の一大プラン、一大パッケージですよね。一大パッケージで募集しておりますので、それに対して事業所さんのほうも、それに対する町が提示した価格の範囲内で、それで町の提示した工期の中でやれるという、そういう提案をされているのがこのプロポーザルの最優秀決定した事業者さん以外はいらっしゃらないので、先ほど私が再三申し上げておりますように、要はその性質、目的が競争入札に適さないということで、今回の随意契約の理由とさせていただいているところでございます。

以上です。

9 番 井 上 それでですね、それで言っちゃえば、全部ね、随契でできちゃうじゃないですか。そうじゃないと思うんですよ。例えばね、新しいものとか、例えばコンセプトだけ決まった建物を新しく造るときは、そういった方式でプロポーザルから設計、施工までということも考えられますが、今回は改修工事をメインとした部分になると思います。だから、それがね、総務課のほうで契約のほうの管理をしているという立場の中で、それが今回ね、そこまで広げ、改修工事までそれを設計プロポーザル方式、公募型プロポーザル方式で施工まで見ちゃうよということに対しての、これが地方自治法施行令から見た場合にね、そういうふうな公募型プロポーザル方式を取ることと、地方自治法施行令に違反するかどうかというところの考え方をお聞きして最後にしたいと思います。

参事兼総務課長 ただいまの井上議員の御質問なんですが、再三再四申し上げますが、あくまでも今回のプロポーザルは、設計と施工と施工管理がもう一体のパッケージとなっているものを町が広く募集しているものでございます。それでこの事業者さんが提案をされて、もちろんその提案がされたからって、もちろん町のほうでそのプロポーザルの選定委員会というのがあって、その中で審査をして、その審査の基準点というのがございます。もちろんその提案の中で審査基

準を満たさなければ、審査落選という形になりますので、この事業者さんの提案が素晴らしい事業であるということで、選定委員会のほうでも、そちらのほうでもその最優秀事業ということで合格点を頂いていることをごさいます。

ですから、先ほどもお話ししましたが、設計をやって、施工をやって、施工管理、そこを切って発注すればいいじゃないかという話を言われますけど、そうすると、例えばそういう施工をやられる方とか、例えば価格が違ったりとか、工期が延びちゃったりとか、そういうこともあります。要は結局、設計をやることによって施工をやる、施工管理というのはいろんな先ほどもお話をした管理センターの改修工事もありますし、一帯のほかの工事もあります。それらを全体的に全て把握して工程管理もしっかりできる、そういうようなメリットもごさいますので、そういう意味で、町にも残り少ない工期の中で対応するために、そういう形でやらせていただいているところをごさいます。

ですから、先ほども申しましたように、随意契約のその性質、目的が競争入札できないものに該当するという形で、私どものほうでこういう形で判断させていただいているところをごさいます。またですね、募集要項につきましても、募集要項のほうで契約の方法ということをやうたっております。そこでもですね、設計、施工、施工管理を一括して発注し、契約を締結するという形での位置づけは、もう事前に募集要項の段階でもお知らせをしております。また、地方自治法のお話を先ほどされていたんですが、一応総務省と国交省ですけど、国から以前通知を頂いている中で、地方公共団体がプロポーザル方式等によって公共工事等に係る契約の相手を選定する場合は、地方自治法上では随意契約として位置づけられているものという形での通知を頂いているところをごさいますので、こちらのほうをプロポーザルを随意契約ということで何ら間違いのないことだと考えております。

以上です。

- 9 番 井 上 最後だったんですけどね、今の御説明の中で、でも、これはですね、やはり税金を使って行う事業であるから、できるだけですね、その税金の使用の額を少なくしなければいけないと、そういう前提の下で競争入札ということがあ

んですよ。それをやってみなければ分からないというのは、やっちゃうとね、その競争入札のそういう精神をですね、やり方を踏みにじっちゃうものだというふうに思います。

また、議会としてはですね、プロポーザル方式で公募をしたとかそれを認定したとかというのは、全然議会承認を求めているわけですよね。ですので、議会として工事請負契約を承認をするということであると、もうその辺は、もう基本的にその金額なり、契約の方式について言及をしていかなければいけないと。そういった中でね、改修、先ほど国のほうの事例も出されましたけれども、今回これは基本的には改修工事であればね、これから何でも、じゃあプロポーザル方式で行かれちゃうというのは、やはりそこら辺の歯止めがかからないのではないかなというふうに思いますので、質問をさせていただきました。

契約の期間とかですね、工期の内容とか、それらはそれぞれをやってみた結果であってね、本当にそうなるのかどうなのかは、両方の方式でね、しっかりとやらなければいけないし、設計を単独の設計監理で行ってみて、初めてその辺が出るんだと。だから、地方自治法施行令の167条には、例外の規定としての随意契約を認めているわけなんですね。何でもかんでも例外規定扱いするというのは、今後とも、いずれも検討されて執行をしていただきたいと思います。終わります。

町 長 補足も兼ねて。それで終わられちゃ困るんですよ、実際のところ。再三再四って多分また言うと思いますけどね。まず、公募型のプロポーザルでも競争が始まっちゃっているというところの概念が抜けちゃっているんだなということと、先ほど議会の承認がない状況の中でというお話がありますけど、予算を認めてもらっています。その予算の範囲の中で進めているわけで、執行のあと仕方についてお話をされているんでしょうけども、先ほど総務参事のほうが話をした、ちゃんとしたルールの中で物事を進めているというふうなことで、そこに井上議員が何で理解ができないのかなというところを考えると、恐らく過去の昔の自分の実例を持ち出しておられているのかなと思うようなイメージがちょっとするんですね。だから、昔は多分設計コンペというのがあったでしょ

う、恐らく。だから設計コンペをやって、業者さんを決めて、設計屋さんが積算をして、じゃあそれで予算的に収まったということで、はい、じゃあそこから業者さんを決めましょう。で、またそこからまた入札するまで1か月以上時間をかけてやっていると。それでも各駅停車みたいな中でやっていく。これは確かにそういったやり方も当然今でもあります。それを、それが適切なのか適切じゃないかというのは、我々執行権の範囲の中で事業を展開させてもらいながら、最終的に業者が決まれば、5,000万円を超えている以上は、皆さん方にこういった承認をいただくというようなことで、ちゃんとした手続を進めているということに御理解をいただかない限り、なかなかほかの議員さんに対しても、井上議員の話はなかなか理解できないんじゃないかなというふうに、今聞いていて思いました。

あとは、改修工事だからということは多分ないと思うんですね。全ての工事について、かちつとした理由があるんならば、新築だろうと改修工事だろうとこういった事業は展開していかなくちゃいけないですし、ときに、今はですね、比較的長寿命化を考えるとほとんどが改修工事だと思うんです。新築はなかなか難しいですし。だから、新築だからプロポーザル、改修工事だから駄目だって、そういった理屈はなかなかそのルールの中では別に通らないというか、そういった理屈で固められるのを変のような気は私はします。

またですね、これは確かに井上さんが言われるのは分からなくはないです。というのが、設計屋さんが例えば見積りを持ってきました。設計屋さんがやってきた内容を松田町の中で、役場の中でその設計書を目を通せるのって誰ですかという話になってくるわけですね、実際のところ。なかなかいいです。ほとんど私が目を通しています。

ですから、もちろん担当課も分かると思うんですけど、過剰な設計をやったりだとか、ここら辺はちょっと違うんじゃないとか、要は業者さんにもうけさせているようなところもあつたりとかいうようなところは全てチェックして、見落としが、100として100分の1個ぐらいあるかも分かりませんが、基本的にそれがないように全部チェックしながら、今回の予算も本当にきつ

で、最終的に皆さんに御提案しているということになりますので、私がいなかったらというか、私みたいな人がいなかったら、お金を払ってまでやらなきゃいけないと思うんですけども、それはなるべくしないでいようにしながら、残ったお金をほかに蓄えながら、ほかの事業に回したりだとかというふうなことを今までもやってきていますから、我々の今のやっている事業についてですね、法律も含めて適切に事業進行しながら、監査役でもあったわけですからね、我々がやっていることについて、その辺については御理解もいただけると思うので、そういうふうに御理解いただければと思います。

以上です。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

8 番 田 代 参考資料2、見積経過調書、これについて1点質問をさせていただきます。
見積書比較価格2,000万、これが設計額の税抜きというふうに理解しております。予定価格が2,200万、税込みの契約がございます。ごめんなさい。2億2,000万、失礼いたしました。それで、入札した結果が2億で入って、契約額が2億2,000万と。これについては、設計監理、施工管理、工事一式、この共同企業体が行っているわけなんですけれども、これまでの入札から見て、設計金額と落札額が同額というのは、どちらかという珍しいケースかなというふうに感じております。先ほど町長からかつかつの額で提案したということも理解はできますけれども、これが同額になったということは、担当課としてはどのように捉えておられるか、その件について一つだけ回答をお願いいたします。

参事兼総務課長 ただいまの田代議員の御質問にお答えします。先ほどもちょっと全員協議会でもお話しさせていただいたんですが、あくまでも見積額と見積価格が同額ということはおかしくはないことでございます。実際ですね、私どものほうもちょっと調べさせていただいて、松田小学校なんかも建設工事、松田小学校の建設工事も同額で、やはり100%でやっておりますので、はい、決して珍しいことではございません。

以上です。

8 番 田 代 プロポーザル方式で設計を行っているから、そうしたケースがあるということと、あと、町長から説明がありましたように、今回本当にあれもこれもで結構突っ込んでいるということで、ぎりぎりの設計額であったということで同額になったというふうに理解させていただきます。終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

これで質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

3 番 吉 田 私は、議案第48号工事請負契約の締結についてを反対の立場で意見を述べさせていただきます。

寄休養村管理センターの整備工事については理解できます。しかし、今回の改修はスポーツツーリズムの戦略として進められているものと理解しますが、みやまグラウンドをサッカー場として使う場合、必要な施設は、トイレ、更衣室、シャワー、会議室などがあります。サッカーの試合は審判を含めると30名程度の参加が考えられますが、大会が開催された場合は数百人ということもあるでしょう。今回の設計で、その人数が試合終了後に汗を流す施設として対応ができますでしょうか。着替えが対応できる更衣室の広さがありますでしょうか。さらに、浴場の設定は、都心においても銭湯経営が大変困難な状況であることは言うまでもありません。健康福祉センターの浴場については、入浴収入は年間450万、支出は1,700万円ほどで苦勞されていると聞いております。浴場は入浴者がいなくても湯を張っておかなければなりません。燃料費、水道料だけでなく人件費も必要です。これでは、指定管理者の経営を脅かします。スポーツ施設として必要なのは、浴場ではなく多数のシャワーです。浴場や宿泊は地域の民宿等の民間施設に補助金を出して対応するという考え方もあると思います。

この契約は、設計の見直しを必要と考え、議案第48号工事請負契約の締結について反対いたします。

議 長 それでは、ほかに賛成討論はございますか。

(「なし」の声あり)

なければ、反対討論はございますでしょうか。

9 番 井 上 それでは、私は、議案第48号工事請負契約の締結について（令和7年度寄・里の駅等整備工事）について、反対の立場で討論を行います。

この契約は、寄自然休養村管理センターを里の駅として改修するための契約でございます。この契約は2億2,000万円という契約金額であります。公募型プロポーザルによる1共同企業体との1者随意契約という契約方式を取っています。当初予算では、寄自然休養村管理センター及び周辺整備として、3億2,900万円という予算規模であり、予算の内訳では設計監理委託料も設けてあります。

自然休養村管理センター自体は大分古い建物であり、当時の設計書等が見当たらないという事情は理解しますが、それならばなおさらしっかりと調査し、予定価格の基礎となる設計をしなければなりません。随意契約によるという説明も、地方自治法施行令167条の2の第2号に該当するという説明も難しいと思います。2億円を超える工事契約に対して、予定価格2億2,000万円、見積額2億2,000万ですか、という契約は不自然だと思います。行政は町民に対し適正な契約方式で示すべきであります。

以上から、議案第48号工事請負契約の締結について（令和7年度寄・里の駅等整備工事）には強く反対をいたします。皆様の御賛同をよろしくお願いをいたします。

以上、本議案に対する反対討論とさせていただきます。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、討論を打ち切って異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第48号工事請負契約の締結について（令和7年度寄・里の駅等整備工事）について、原案の

とおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。